

令和 6 年 3 月 8 日
九州地方整備局
長崎河川国道事務所

「第 2 回ほこみち長崎未来検討委員会」を開催します

歩行者利便増進道路（通称：ほこみち）に指定された、国道 34 号長崎県長崎市桜町～万才町の区間（L＝749.3m）において、賑わいのある道路空間を創出し、地域の活性化に資する道路の魅力的な活用を実施していくため、ほこみち長崎未来検討委員会にて議論します。

○今回、「関係者へのヒアリング調査結果」や「道路交通状況」などについて議論するため、下記のとおり、ほこみち長崎未来検討委員会を開催しますので、お知らせします。

（参考）

○国土交通省では、道路法の一部を改正する法律（令和 2 年 5 月 27 日交付、11 月 25 日施行）により、賑わいのある道路空間創出のための道路の指定制度として、歩行者利便増進道路（ほこみち）制度を創設しました。

記

1. 開催日時：令和 6 年 3 月 11 日（月）15：00～
2. 開催場所：長崎市尾上町 1 番 1 号
JR 長崎駅ビル・オフィス 5 階 カンファレンスルーム 5-1
※天候次第によっては、日程及び会議の方法を急遽変更する場合がございます。
3. 委員：別紙—1 の通り
4. 会議の取材については冒頭部分のみとさせていただきます。
※会議終了後、取材の時間を設けております。

【問合せ先】：国土交通省 九州地方整備局 長崎河川国道事務所

技術副所長 こだま ゆういち 児玉 祐一 計画課長 こやなぎ まこと 小柳 誠

（代表）電話：095-839-9211 （直通）電話：095-839-9861

FAX：095-839-9648

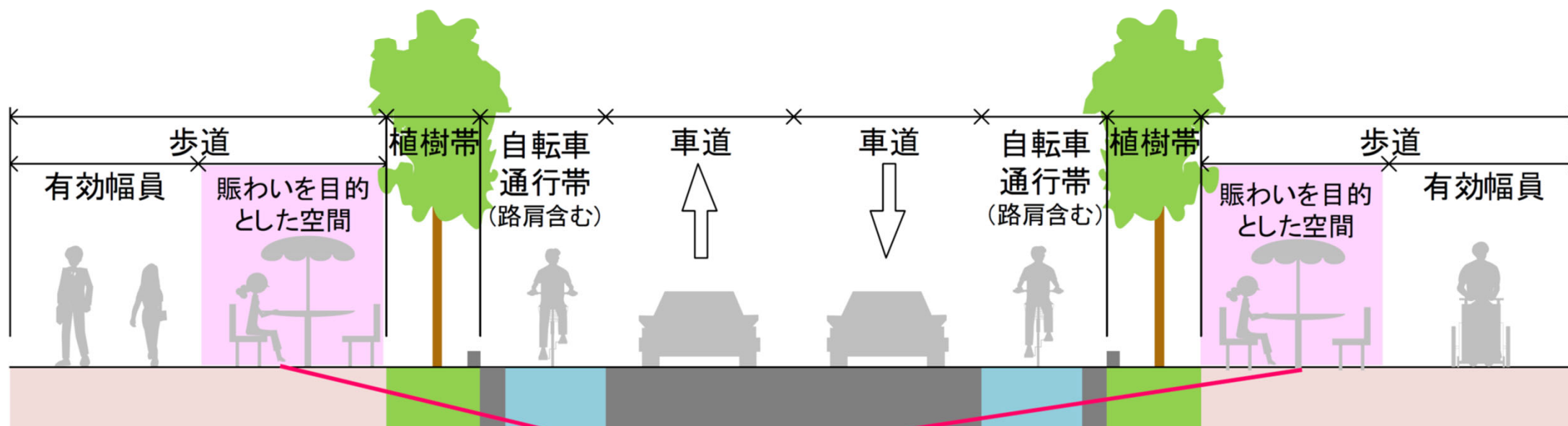
歩行者利便増進道路(ほこみち)制度

- ・“歩行者利便増進道路（通称；ほこみち）”は、「**地域を豊かにする歩行者中心の道路空間の構築**」を目指すものであり、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便の増進を図り、快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路を指定するものです。
- ・**道路法等の一部を改正する法律（R2.5.27公布、R2.11.25施行）**により、賑わいのある道路空間を構築するための道路の指定制度を創設しました。

【構造基準に関する特徴（メリット）】

- ・車線を減らして歩道を広げるなどして、歩道等の中に（通行区間とは別に）**歩行者の滞留・賑わい空間を定める**ことが可能となります。

※道路構造の変更がなくても、ほこみちは指定可能です



歩行者の利便増進を図る空間

歩行者利便増進道路(ほこみち)指定区間

指定区間 位置図



ほこみち長崎未来検討委員会委員名簿

区分		氏名		所属
経験者 学識	都市計画	◎	かた やま けん すけ 片山 健介	長崎大学総合生産科学域（環境科学系）教授
関係行政機関			おお ば しん じ 大場 慎治	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所長
			た さか とも ひろ 田坂 朋裕	長崎県土木部都市政策課長（参事監）
			むら かわ やす たか 村川 康孝	長崎県土木部道路維持課長
			なか の とも ふみ 中野 智文	長崎市土木部土木企画課長
			しば そう いち 芝 宗一	長崎市まちづくり部次長兼都市計画課長
			ほん だ ひろ ゆき 本田 浩之	長崎県警察本部交通規制課長
関係団体代表	商工業		すず き しげ ゆき 鈴木 茂之	長崎商工会議所
			あ だち けん た ろう 安達 健太郎	長崎経済同友会
	交通・輸送		かき ばら こう き 柿原 幸記	長崎県交通局乗合事業部
			よしだ ひろかず 吉田 弘和	長崎自動車（株）自動車本部 自動車部
			の ぐち ひろ ふみ 野口 博文	長崎市タクシー協会
	地域活動		の ぐち まさ し 野口 将司	長崎青年会議所
自治会	桜町地区		まつ した たかし 松下 隆	桜町地区連合自治会長
	新興善地区		なか がわ しん ご 中川 進吾	新興善地区連合自治会長
歩行空間利活用検討チーム			いわ もと さとる 岩本 諭	株式会社つくるのわデザイン
			ひら やま ひろ たか 平山 広孝	長崎都市・景観研究所